

第5期恵庭市生涯学習基本計画



恵庭市教育委員会

はじめに

市民が生涯にわたり学習や活動を実践し、充実した人生を送ることができるよう、恵庭市では平成8年度に「第1期恵庭市生涯学習基本計画」を策定しました。第2期基本計画以降は、更なる生涯学習の推進を目指し、市民と行政が対話を重ね、生涯学習の観点より事業の評価を行っております。

また、本計画は4期にわたって策定され、その時々ニーズや情勢に合った学習環境の整備に努めて参りました。

近年、人口減少やグローバル化、超スマート社会の実現、人生100年時代など、社会は大きく変化しており、様々な課題が顕在化する中、多様な人々がつながり学び合う生涯学習は、その解決の役割が期待されています。

しかし、令和2年、世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、人と人が会うことが制限され、つながりが分断される事態となり、生涯学習の現場においても、これまでのような活動を行うことは困難になりました。

そのような激動の中で、各々が知恵を出し合い、新たな手段を模索し実行したことにより、学びの機会をつなぎとめることができ、学びをやめない重要性も共有されました。

このたび、これらの社会の変化や本市の強み、課題を踏まえ、生涯学習による「次世代につなぐ“人づくり”“地域（まち）づくり”」を目指し、「第5期恵庭市生涯学習基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、生涯学習推進協議会において、多くの協議とワークショップを重ねていただき、策定のプロセス自体も生涯学習を体現しているものとなりました。

今後の計画の推進においても、本計画の特徴である「協働」と「対話」により、実効性のある基本計画として取り組み、地域の生涯学習が活発になることを願っています。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました生涯学習推進協議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係機関の方々に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

恵庭市教育委員会 教育長 穂 積 邦 彦

— 目 次 —

第1章	計画策定にあたって	1
1	生涯学習について	1
2	策定の背景及び趣旨	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
第2章	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念	5
2	基本目標	5
3	基本目標及び重点施策の概要	7
	共通目標 地域コミュニティ活動の推進	7
	個別目標1 ふるさと教育の推進	9
	個別目標2 読書活動の推進	10
	個別目標3 文化芸術活動の推進	11
	個別目標4 運動・スポーツによる健康づくりの推進	12
4	基本計画の構成図	13
第3章	計画の推進方法	15
1	推進の手法	15
2	推進の体制	16
3	評価の方法	16
4	成果と課題の分析	17
参考資料		
1	恵庭市生涯学習推進協議会設置要綱	18
2	恵庭市生涯学習推進協議会委員（令和2年度）名簿	20
3	恵庭市生涯学習推進会議設置要綱	21
4	第5期基本計画の策定の経緯	22
5	第4期基本計画事業評価実績一覧	27

第1章 計画策定にあたって

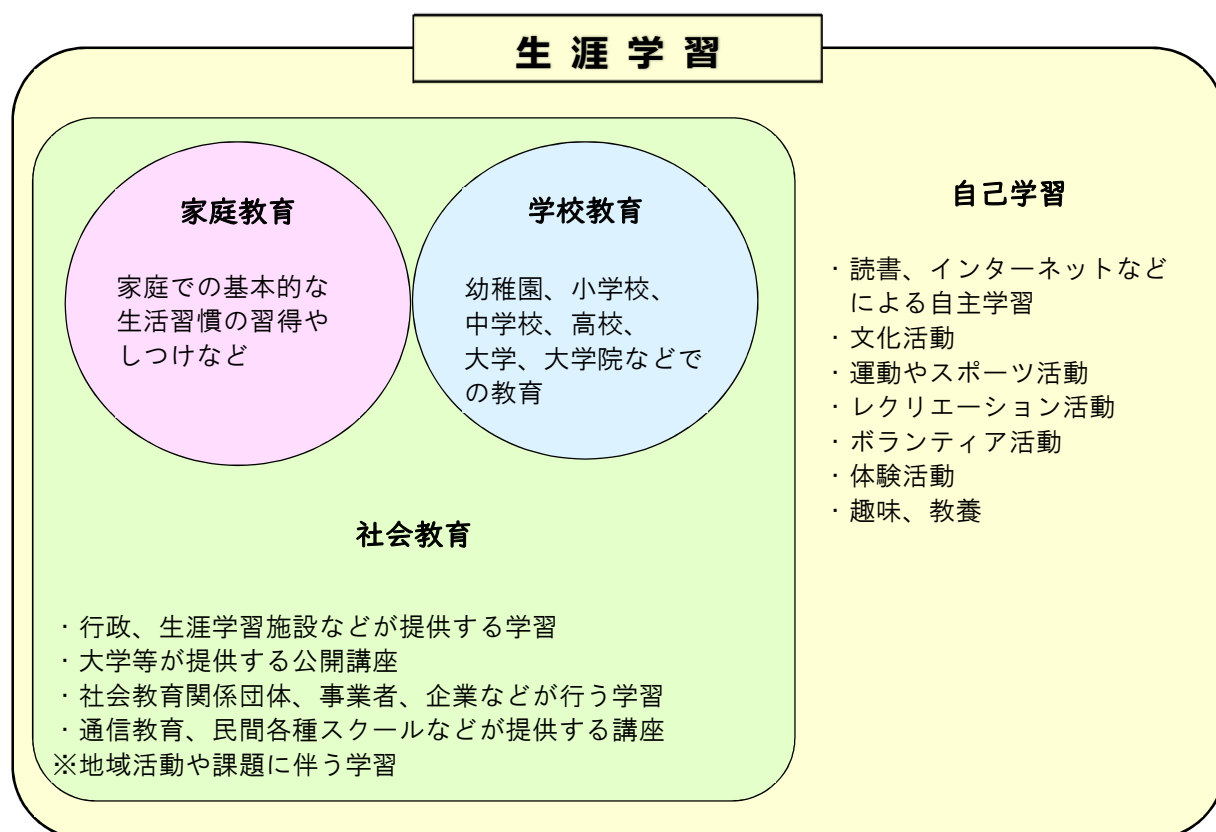
1 生涯学習について

人は生まれてから、家庭において基本的な生活習慣などを学び、学校に通うようになると、基礎的な学力を学びはじめます。このことから、家庭教育は「生涯学習の原点」、学校教育は「生涯学習の基礎」とも言われています。

また、地域社会で行われる様々な学びや興味・関心のあるものへの学びなど、学びの機会が広がりはじめ、学校を卒業して社会に出てからも、仕事に関する学び、地域社会での活動に伴う学び、そして豊かに人生を送るための学びなどを続けて行きます。

このように、学習は様々なライフステージにおいて行われることから、家庭教育、学校教育、社会教育、文化活動、運動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、リカレント教育、さらに個人としての資格取得や趣味に関して図書・インターネット等を活用した自分で行える学びなど、様々な機会や場での学びすべてを「生涯学習」ととらえています。

これからの生涯学習には、多様で豊かな学びを通じ、様々な背景を持った多様な世代の人々がつながり、共に学び合うことによって地域や社会の課題解決・活性化につながっていくことや、学びの機会が損なわれないようICTなどの新しい技術を活用することで、学びの可能性が広がることなどが期待されています。



※参考文献：文部科学省中央教育審議会答申他、

北海道教育委員会

2 策定の背景及び趣旨

(1) 策定の趣旨

恵庭市では、平成8年度に第1期「恵庭市生涯学習基本計画」を策定し、市民の生涯学習の推進に取り組んできました。

第1期は10ヵ年、第2期からは5ヵ年の計画期間として策定されており、第4期の計画期間が令和2年度をもって満了となることから、引き続き計画的に生涯学習の様々な施策を推進していくため、社会の変化や第4期の課題などを踏まえ、本市の新たな生涯学習の指針となる「第5期恵庭市生涯学習基本計画」を策定しました。

この計画は、本市の最上位計画である「第5期恵庭市総合計画」、さらに市の関係部署の計画との整合性も図りながら、これからの本市の生涯学習を推進する基本理念、基本的な考え方とその方向性を示すものとして、策定するものです。

(2) 生涯学習を取り巻く状況

近年、少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、ビッグデータ活用等の技術革新が進み、超スマート社会（Society5.0）の実現や人生100年時代など、社会は大きな変革の中にあり、地域社会においても、地域経済の変化や地域コミュニティの希薄化等をはじめとする多様な課題が顕在化しています。

また、平成27年（2015年）に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の国際目標のひとつに「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられています。

こうした社会的背景等を踏まえ、国では、平成30（2018）年度～令和4（2022）年度を対象期間とした「第3期教育振興基本計画」を策定し、「生涯学び活躍できる環境を整える」を基本的な方針のひとつとして掲げています。

また、平成29（2017）年の「社会教育法の改正」では、地域と学校の連携協力体制の整備等が加わり、平成29・30年の「学習指導要領の改訂」では、社会に開かれた教育課程の実現が掲げられ、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等による社会総掛かりでの教育の実現を目指しています。

北海道においては、平成28（2016）年度から「第三次北海道生涯学習推進基本構想」において「社会で生きる力を身に着け、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会」を目指す生涯学習社会の姿として取組を進めているほか、平成30（2018）年に「北海道教育推進計画」を策定し、目指す教育の全体像を示しています。

新型コロナウイルス感染症が、令和2（2020）年初めから世界中に蔓延し、人々の生活に大きな影響を与える事態となり、生涯学習の現場も対応が迫られました。

それぞれの現場において、学びをやめないことの重要性が共有されたとともに、ICTなどの新しい技術を活用した学びなど、学びの新たな可能性も示されました。

コロナ禍において、既存の概念に捉われない、新しい生活様式（ニューノーマル）が取り

入れられる中、どのような状況でも学べる環境や分断されない社会、多様性を認めあう社会が求められ、生涯学習は、その実現に大きな役割を担うと考えられます。

(3) 恵庭市の生涯学習の検証

恵庭市では、社会教育委員や生涯学習に関わる団体の関係者などで構成される「生涯学習推進協議会」が、生涯学習基本計画の策定や推進に携わっています。同協議会により「第4期恵庭市生涯学習基本計画」の検証・評価を行うことで、本市の生涯学習の取り組みにおける良かったところ、課題・改善点を洗い出し、次期計画策定のベースとしました。

<良いところの代表的な意見>

- ・通学（体験合宿）が盛んに行われており、それを通じて地域や学校、世代を超えた交流が進み、コミュニティ活動が推進された
- ・ふるさと教育により恵庭の歴史文化を学ぶ機会を提供できた
- ・図書館機能の充実やボランティア活動が盛んに行われ、図書館の市民利用が増えた
- ・文化芸術活動団体の活躍により、市内で文化芸術に触れる機会が増え活動が推進された
- ・スポーツを通じた多世代の交流が進められた
- ・恵庭を良くしていきたいと考える人や意欲的に事業へ参加する人が増えた

<課題・改善点の代表的な意見>

- ・地域間の連携の希薄さや次世代の担い手不足
- ・事業や団体のPR不足
- ・団体間のネットワーク不足
- ・施設の有効活用
- ・大人の読書活動の停滞
- ・ライフステージに応じたスポーツの取り組み不足
- ・全体的な周知不足

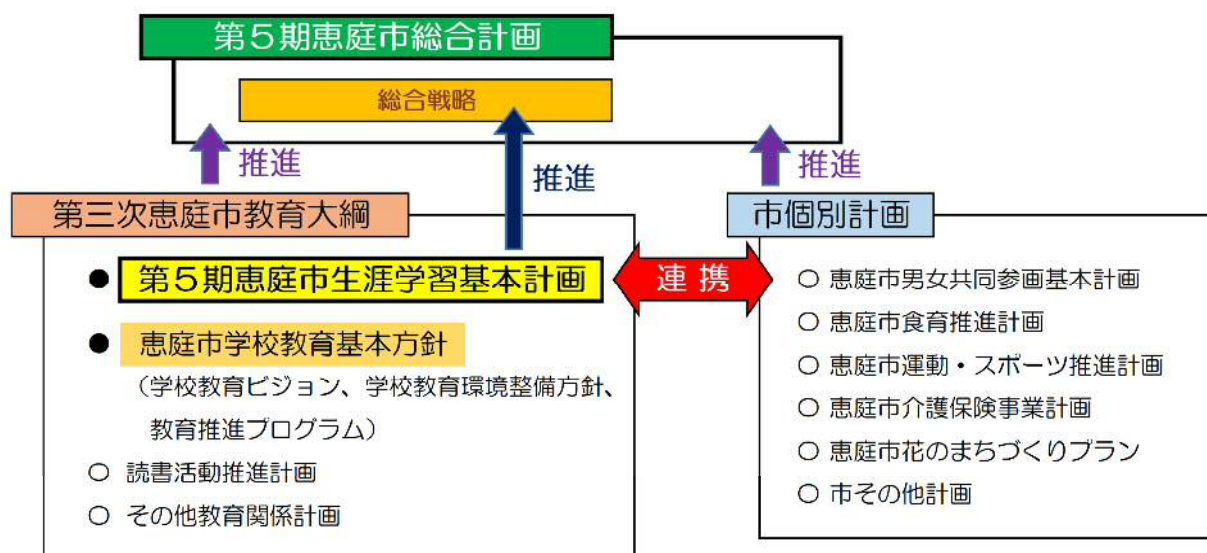
<次期計画において実施の必要性が挙げられたもの>

- ・人が会い繋がる機会の創出
- ・大人が意識を高め子どもに伝えていく
- ・興味関心があること以外も学びたくなる仕組みづくり
- ・リーダー育成
- ・想いの温度差を縮めていく
- ・各活動の成果を発表できる場の創出
- ・自己啓発、生活の充実に留まらない生きがいとなる事業

3 計画の位置付け

本基本計画は、「第5期恵庭市総合計画」の基本目標等について、生涯学習の視点から総合的に推進することを目的とした個別計画です。また、第2期恵庭市総合戦略にて位置付けられている人口減少の問題に特化した施策に対しても、多世代交流や健康づくり、人材育成やふるさと教育などの観点から推進を図るとともに、Society5.0やSDGsに取り組みます。

重ねて、他の市個別計画についても、各事業における生涯学習要素を推進し、計画間の連携を図ります。



4 計画の期間

＜第5期恵庭市生涯学習基本計画＞

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとし、総合計画との関係は下記の通りです。

年度 暦年		H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
総合計画 第5期恵庭市	基本構想	(10年)									
	基本計画	前期(5年)					後期(5年)				
	実施計画	第1次 (3年)		第2次 (2年)			第3次 (3年)		第4次 (2年)		
恵庭市 生涯学習基本計画		第4期(5年)					第5期(5年)				

＜第1期から第5期まで＞

平成8年度 (1996年) 平成18年度 (2006年) 平成23年度 (2011年) 平成28年度 (2016年) 令和3年度 (2021年) 令和8年度 (2026年)

<第1期> (10年間) 平成8～17年度	<第2期> (5年間) 平成18～22年度	<第3期> (5年間) 平成23～27年度	<第4期> (5年間) 平成28～令和2年度	<第5期> (5年間) 令和3～7年度
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	---------------------------

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次世代につなぐ“人づくり”“地域（まち）づくり”

～みんなで気軽に ひろげよう・いかそう・すすめよう～

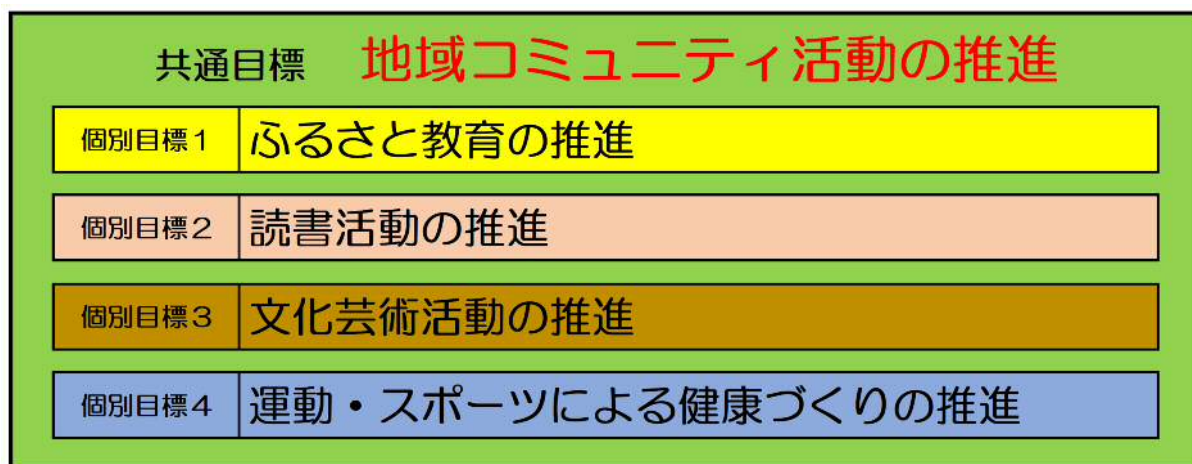
基本目標における重点施策に取り組み、上記“基本理念”の実現を目指します。

尚、第4期計画の基本理念の根幹である“人づくり”や“地域（まち）づくり”の要素を継承しつつ、「～みんなで気軽に ひろげよう・いかそう・すすめよう～」をサブテーマとして改め、次世代へつなぐことを目指します。

2 基本目標

基本目標の中に、共通目標と、4つの個別目標を設定し、共通目標を核として、基本理念の実現を図ります。

<基本目標>



達成

基本理念の実現！

基本目標の達成に向け、目標ごとに重点施策を定め、目標達成に必要な要素について、下記の通り構成します。尚、重点施策に資する事業についても年度ごとに検討し、より具体性のあるアプローチとします。

＜基本目標の構成＞

共通目標 地域コミュニティ活動の推進	
	重点施策① コミュニティ事業の振興 重点施策② 世代を超えた学びの場の提供 重点施策③ 学びがつながる環境づくり 重点施策④ 積極的な情報発信 重点施策⑤ どんな環境でも学べる場の提供
個別目標1 ふるさと教育の推進	重点施策① ふるさとを学ぶ機会の充実 重点施策② 郷土資料館の利活用
個別目標2 読書活動の推進	重点施策① 生涯各期に応じた読書活動と環境づくり 重点施策② 市民との協働 重点施策③ 図書館サービスの充実と適切な環境の整備
個別目標3 文化芸術活動の推進	重点施策① 文化芸術活動に関わる人材との連携強化 重点施策② 誰もが気軽に参加・活動できる環境づくり 重点施策③ 多様な施設の利活用
個別目標4 運動・スポーツによる健康づくりの推進	重点施策① 健康を意識した学びの促進 重点施策② 運動・スポーツに親しむ環境づくり

3 基本目標及び重点施策の概要

共通目標 地域コミュニティ活動の推進

「地域コミュニティ活動の推進」は、地域や領域をまたがる本基本計画の柱となる共通目標です。

地域主体のコミュニティ活動を推進し、地域、団体、個人、世代間、学校等をつなげ、積極的に情報を発信・PR することで、参加者、参画者を増やし、人づくりや地域（まち）づくりを推進します。

新型コロナウイルス等の影響により、既存の手法に捉われず、多様な手段を活用し、学習の場の提供を図ります。

また、地域課題や SDGs、地方創生、社会に開かれた教育課程等の社会的な課題等の解決につなげていきます。

重点施策① コミュニティ事業の振興

これまで、地域主体による通学・体験合宿や体験事業等の事業を通じ、地域と学校、世代間のつながりが深められてきており、今後も継続して推進します。

また、市民、団体、事業者、高等教育機関、行政の協働等による様々な体験事業を行うことで、地域のコミュニティ力の更なる向上と、子どもの豊かな情操や人間性を育み、人づくり、地域（まち）づくりにつなげていきます。

地域課題や SDGs、地方創生、社会に開かれた教育課程等の社会的な課題等を身近に捉え、課題解決に自発的に関わり考える人材の育成を目指します。

【想定される事業内容】

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○通学・体験合宿 | ○様々な体験事業 |
| ○公民館事業（市民講座やサークル活動） | ○防災教育に関わる事業 |
| ○町内会・自治体活動への参加 | ○コミュニティ・スクール |
| ○高等教育機関と連携した事業 | |

重点施策② 世代を超えた学びの場の提供

子どもから大人・高齢者まで、どの世代においても切れ目なく学べる場を提供し、体験事業等により大人も子どもも相互に学び合う場づくりを進めます。

【想定される事業内容】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ○長寿大学等による高齢者の学びの場の提供 | ○子育て応援講座・イベント |
| ○高等教育機関との連携による講座等 | ○様々な体験事業（再掲） |
| ○親子で行う体験学習 | ○コミュニティ・スクール（再掲） |
| ○患庭の歴史・産業・文化等を学ぶ講座・イベント | |

重点施策③ 学びがつながる環境づくり

各地域・団体が連携できるようネットワーク化を図り、相互の協力や情報共有等ができる環境を整えることで、各団体の活動の活性化や幅広い人材の活用を促します。

また、次世代の人材育成を行い、世代間のつながりや継続的に活動できる環境を整備します。

【想定される事業内容】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ○各地域や団体がつながるネットワークづくり | ○情報の共有 |
| ○市民や団体がつながり発信するイベント等 | ○女性人材を育成するセミナー等 |
| ○ジュニアリーダーを養成するセミナー等 | ○まちづくりチャレンジ協働事業等 |
| ○介護支援ボランティアポイント事業等 | ○コミュニティ・スクール（再掲） |

重点施策④ 積極的な情報発信

団体活動における発表の場の創出や、各活動の積極的なPRを行い、世代に合った手法により発信することで、参画者及び参加者の増加につなげます。

また、学習情報の発信・提供により自発的な学習活動を支援します。

【想定される事業内容】

- | | |
|--------------------------|----------|
| ○発信・PR力の向上 | ○企画力の向上 |
| ○インターネットやSNS等の活用スキルの向上 | ○学習情報の提供 |
| ○市民や団体がつながり発信するイベント等（再掲） | ○かってに表彰 |

重点施策⑤ どんな環境でも学べる場の提供

新型コロナウイルスの影響等により、コミュニティ活動も既存の手法に捉われない変化を求められているため、オンライン等の多様な手段を活用し、どんな環境でも学習できる場を提供します。

【想定される事業内容】

- オンラインの活用
- 誰もが参加できる事業運営
- インターネットやSNS等の活用スキルの向上（再掲）
- コミュニティ・スクール（再掲）

個別目標１ ふるさと教育の推進

恵庭の歴史、文化、自然、人、地域の活動等、ふるさとを学び知る機会を充実させ、幅広い世代のふるさと恵庭への関心とふるさと意識の向上を図るとともに、施設や展示物、史跡、人材等の資源を有効活用し、歴史・文化を次世代に継承します。

重点施策① ふるさとを学ぶ機会の充実

地域の人材や高等教育機関、史跡等の資源を活用し、ふるさとを学ぶ機会の充実に努めるとともに、PRを行うことで、幅広い世代のふるさと恵庭への関心とふるさと意識の向上を図ります。

また、ふるさとの歴史・文化・自然、人、花や本等の地域の活動等の特性を認識し、まちの魅力を知ること、郷土愛を育み、次世代を担う人材の育成に努めます。

【想定される事業内容】

- 恵庭の歴史・産業・文化等を学ぶ講座・イベント（再掲）
- 高等教育機関との連携
- 学校や地域による「ふるさと教育」

重点施策② 郷土資料館の利活用

郷土資料館は、恵庭の歴史・文化・自然と深くかかわる郷土資料を収集・保管するとともに、展示公開や体験学習・観察会などの各種普及事業を通じて市民の方々に資料と接する機会を提供することで、「郷土恵庭」に対する関心を深めていただき、地域に根差した生活文化の創造に資することを目指します。この郷土資料館を活用して恵庭の歴史・文化を未来に引き継いでいきます。

【想定される事業内容】

- 恵庭の歴史・文化に根差した展示や体験学習の推進
- ふるさと教育宅配事業
- ボランティア団体との連携強化

個別目標２ 読書活動の推進

すべての市民が、生涯にわたり、いつでもどこでも心豊かに読書活動を行うことができるよう、市民、家庭、地域、学校及び市が一体となって環境づくりに努め、人とまちを育てる読書活動を「恵庭市読書活動推進計画」に基づき推進します。

重点施策① 生涯各期に応じた読書活動と環境づくり

人の成長、発達段階に応じて、本との出会いの場の提供、読書に親しむ機会の拡充など、それぞれの年齢期に対応した読書活動の推進を図ります。

また、すべての市民がいつでも、どこでも、自主的な読書や学習が行えるように、読書環境や学習環境の充実を目指すとともに、本と子どもと大人がつながる取組みを進めます。

【想定される事業内容】

- | | | |
|-----------------|-------------|------------|
| ○ブックスタート | ○ブックスタートプラス | ○各種読み聞かせ事業 |
| ○朝読・家読事業 | ○学校図書館環境整備 | ○高校ブックライン |
| ○高齢者・障がい者へのサービス | | |

重点施策② 市民との協働

本市の読書活動には多くの市民がボランティアとして参加し、市民と市が一体となった活動によって大きな成果を上げています。市民との協働や読書活動への参加を一層促進するため、読書活動への理解を深める情報提供や啓発事業を展開します。

また、市民、家庭、地域、学校及び市においてそれぞれが実践者として読書活動を推進し、相互の情報を共有しながら緊密な連携を図ります。

【想定される事業内容】

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| ○恵庭まちじゅう図書館 | ○図書館まつり | ○図書館開館24時 |
| ○本のリサイクル市 | ○子ども読書の日記念事業 | |

重点施策③ 図書館サービスの充実と適切な環境の整備

図書館は、市民が読書に親しむための様々なサービスを楽しむことができる場として、また、多様化・高度化する市民ニーズや情報化社会の急速な進展に対応する図書館サービスの充実を図るため、快適な読書環境の提供を目的とした施設の整備を推進するとともに、効果的・効率的な運営を目指します。

【想定される事業内容】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ブックステーション事業 | ○恵庭分館カードレスIC化事業 |
| ○図書館情報システムの充実 | ○図書館指定管理事業 |
| ○電子図書館事業 | |

個別目標３ 文化芸術活動の推進

市民が主体的に取り組む文化芸術活動を支援し、市民の誰もが生涯を通じていつでも文化芸術活動に触れ、参加することができる環境づくりを進めるとともに、市民等との連携による文化芸術活動の展開を図ります。

重点施策① 文化芸術活動に関わる人材との連携強化

文化活動の担い手となる多様な芸術家や指導者など、文化芸術活動に携わる幅広い人材と連携することで事業の充実に努めるとともに、文化芸術活動に主体的に取り組んでいる市民や団体を支援します。

市民との協働による豊かな文化芸術活動を推進するため、市や各種施設、市内の文化芸術団体や個人で活動されている方、関心のある市民の方や企業の方などに参加いただき、恵庭市の文化芸術の未来や課題などについて自由に意見交換を行える場を整備します。

【想定される事業内容】

- えにわ芸術文化宅配事業
- 文化団体、伝統芸能への支援
- アートマネージメント等、有効人材の活用
- 市民が文化を考える場づくり
- 文化活動奨励補助金等、助成や後援及び共催事業

重点施策② 誰もが気軽に参加・活動できる環境づくり

年齢などを問わず、すべての市民が生涯を通して、文化芸術に「触れる」「参加する」機会を拡充するとともに、文化芸術活動が次の世代へ継承していけるような支援に努めます。

また、多くの市民に、ＩＣＴなどを含む多様な媒体を活用して、文化芸術に関する各種の情報発信に努めます。

【想定される事業内容】

- 幼少期から文化芸術に触れ創造性を育むプログラム
- えにわ市民文化祭事業
- レベルの高い文化芸術鑑賞機会のプログラム
- 市民講座、公民館サークルの充実

重点施策③ 多様な施設の利活用

市民文化祭の発表や団体活動などで拠点となる市民会館を中心に、公民館、夢創館等の公共施設や、学校・高等教育機関、民間施設などとの連携協力により、更なる利活用の促進を図ります。

【想定される事業内容】

- えにわ芸術文化宅配事業（再掲）
- 指定管理者制度の適切な運用
- 公共施設、民間施設での展示及び舞台発表の推進
- 事業開催などを支援する施設での相談体制の充実
- 学校・高等教育機関や民間施設などとの協力体制の構築

個別目標４ 運動・スポーツによる健康づくりの推進

市民の誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康的な生活習慣の確立と健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興と健康の保持増進を図り、運動やスポーツによる人との出会いや交流の機会を活かしたコミュニティづくりを「恵庭市運動・スポーツ推進計画」に基づき推進します。

重点施策① 健康を意識した学びの促進

高齢社会において健康で自立した生活を送るためには、高齢期を迎える前から日常的に運動やスポーツに親しむことなどにより健康の維持や体力の向上を図ることが大切であることから、様々なライフスタイル・ライフステージにおいて手軽に健康づくりに取り組むことができる「歩く」ことを推奨するとともに、健康や運動に関する知識や、気軽に参加が可能なプログラムの提供などにより、市民の積極的な健康づくりを推進します。

【想定される事業内容】

- 歩くことによる健康づくりの推奨やプログラムの提供
- 親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供
- 運動やスポーツ体験機会のプログラムの提供
- 丈夫な体をつくる栄養・食生活のプログラムの提供
- 介護予防や生活習慣病の改善のプログラムの提供
- 各種運動プログラムやスポーツ教室の充実

重点施策② 運動・スポーツに親しむ環境づくり

健康・運動に関心の低い人や機会に恵まれない人などに向けて、健康や体を動かすことによる有効性や楽しさなどを啓発するため、ICTなども活用した効果的な各種情報の発信、いつでも誰もが自由に始められるプログラムの拡充、利用しやすい施設環境機能の充実を図るとともに、運動やスポーツに関わる人を増やし、仲間を広げるコミュニティづくりを目指します。

【想定される事業内容】

- | | |
|------------------|----------------------|
| ○施設の有効活用の促進 | ○障がいのある人への運動などの普及 |
| ○多様な媒体を活用した情報の発信 | ○トップアスリートなどとの交流機会づくり |

4 基本計画の構成図

基本理念

次世代につなぐ“人づくり”“地域（まち）づくり”
～みんなで気軽に ひろげよう・いかそう・すすめよう～

共通目標

地域コミュニティ活動の推進

重点施策	想定される事業内容
①コミュニティ事業の振興	○通学・体験合宿 ○様々な体験事業 ○防災教育に関わる事業 ○公民館事業（市民講座やサークル活動） ○コミュニティ・スクール ○町内会・自治会活動への参加 ○高等教育機関と連携した事業
②世代を超えた学びの場の提供	○長寿大学等による高齢者の学びの場の提供 ○高等教育機関との連携による講座等 ○子育て応援講座・イベント ○親子で行う体験学習 ○恵庭の歴史・産業・文化等を学ぶ講座・イベント ○様々な体験事業（再掲） ○コミュニティ・スクール（再掲）
③学びがつながる環境づくり	○各地域や団体がつながるネットワークづくり ○情報の共有 ○市民や団体がつながり発信するイベント等 ○ジュニアリーダーを養成するセミナー等 ○まちづくりチャレンジ協働事業等 ○介護支援ボランティアポイント事業等 ○女性人材を育成するセミナー等 ○コミュニティ・スクール（再掲）
④積極的な情報発信	○発信・PR力の向上 ○企画力の向上 ○インターネットやSNS等の活用スキルの向上 ○市民や団体がつながり発信するイベント等（再掲） ○学習情報の提供 ○かってに表彰
⑤どんな環境でも学べる場の提供	○オンラインの活用 ○インターネットやSNS等の活用スキルの向上（再掲） ○コミュニティ・スクール（再掲） ○誰もが参加できる事業運営

個別目標1

ふるさと教育の推進

重点施策	想定される事業内容
①ふるさとを学ぶ機会の充実	○恵庭の歴史・産業・文化等を学ぶ講座・イベント（再掲） ○高等教育機関との連携 ○学校や地域による「ふるさと教育」
②郷土資料館の利活用	○恵庭の歴史・文化に根差した展示や体験学習の推進 ○ふるさと教育宅配事業 ○ボランティア団体との連携強化

個別目標2	
読書活動の推進	
重点施策	想定される事業内容
①生涯各期に応じた読書活動と環境づくり	○ブックスタート ○ブックスタートプラス ○各種読み聞かせ事業 ○朝読・家読事業 ○学校図書館環境整備 ○高校ブックライン ○高齢者・障がい者へのサービス
②市民との協働	○恵庭まちじゅう図書館 ○図書館まつり ○図書館開館24時 ○本のリサイクル市 ○子ども読書の日記念事業
③図書館サービスの充実と適切な環境の整備	○ブックステーション事業 ○図書館情報システムの充実 ○電子図書館事業 ○恵庭分館カードレスIC化事業 ○図書館指定管理事業

個別目標3	
文化芸術活動の推進	
重点施策	想定される事業内容
①文化芸術活動に関わる人材との連携強化	○文化活動奨励補助金等、助成や後援及び共催事業 ○えにわ芸術文化宅配事業 ○市民が文化を考える場づくり ○アートマネージメント等、有効人材の活用 ○文化団体、伝統芸能への支援
②誰もが気軽に参加・活動できる環境づくり	○市民講座、公民館サークルの充実 ○えにわ市民文化祭事業 ○幼少期から文化芸術に触れ創造性を育むプログラム ○レベルの高い文化芸術鑑賞機会のプログラム
③多様な施設の利活用	○えにわ芸術文化宅配事業（再掲） ○公共施設、民間施設での展示及び舞台発表の推進 ○指定管理者制度の適切な運用 ○事業開催などを支援する施設での相談体制の充実 ○学校・高等教育機関や民間施設などとの協力体制の構築

個別目標4	
運動・スポーツによる健康づくりの推進	
重点施策	想定される事業内容
①健康を意識した学びの促進	○歩くことによる健康づくりの推奨やプログラムの提供 ○親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供 ○運動やスポーツ体験機会のプログラムの提供 ○丈夫な体をつくる栄養・食生活のプログラムの提供 ○介護予防や生活習慣病の改善のプログラムの提供 ○各種運動プログラムやスポーツ教室の充実
②運動・スポーツに親しむ環境づくり	○施設の有効活用の促進 ○多様な媒体を活用した情報の発信 ○障がいのある人への運動などの普及 ○トップアスリートなどとの交流機会づくり

第3章 計画の推進方法

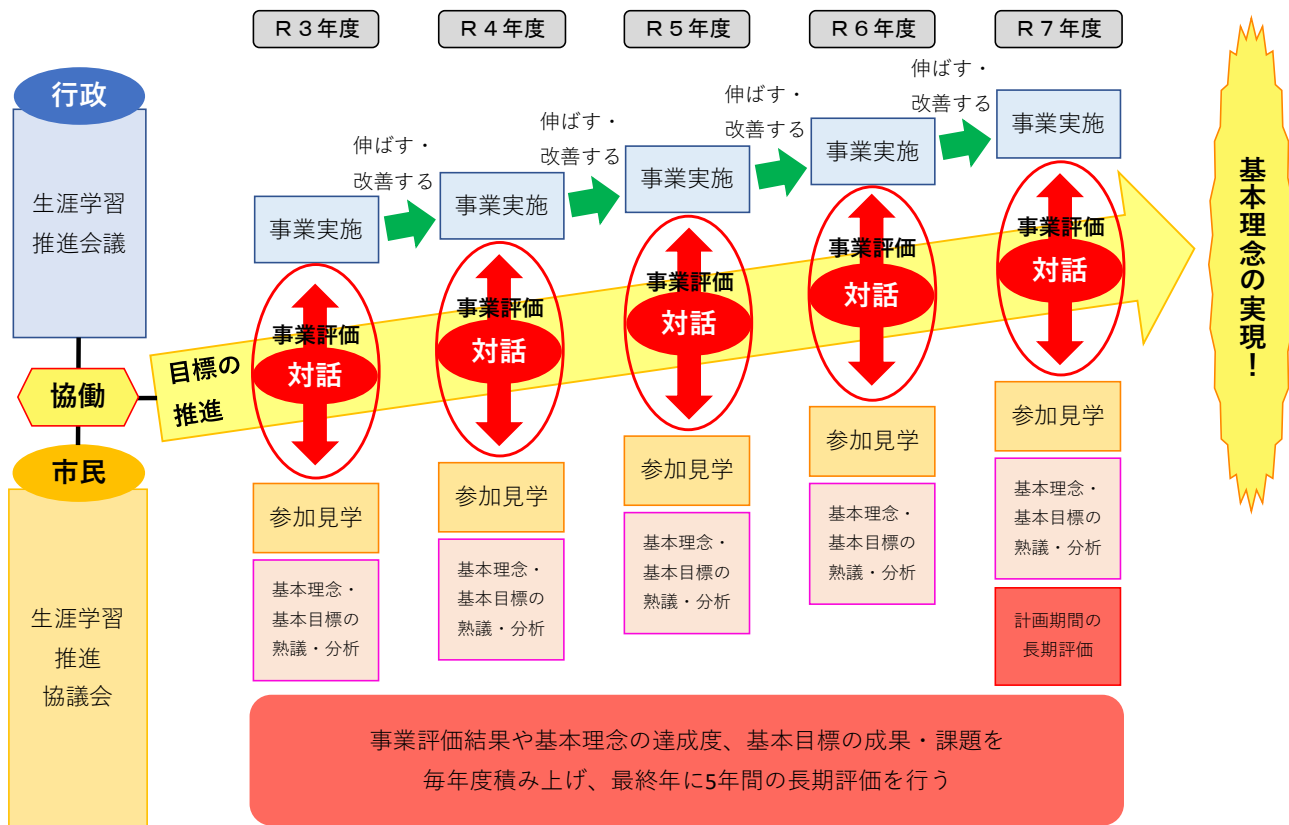
1 推進の手法

本計画では、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）を取り入れ、市民委員と行政担当者の協働により計画を推進していきます。

本市の生涯学習基本計画では、マネジメントサイクルによる協働の事業評価を第2期基本計画から3期15年にわたり実施し、成果を挙げてきました。

これまでに培ってきたノウハウを活かし、対話による事業評価を行い、目標を推進することで、基本理念の実現を目指します。

また、毎年度、基本理念の達成度や基本目標の成果・課題を協議・分析し、毎年度の事業評価結果とともに積み上げて記録し、最終年度に5年間の長期評価を行います。



マネジメントサイクルとは、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」の4つの要素から成り、右図のように「計画(Plan)」→「実行(Do)」→「評価(Check)」→「改善(Action)」の順に進むサイクルを繰り返すことであり、PDCAサイクルとよんでいます。まず目標を設定し、目標を達成するための計画を策定し(P)、それにしたがって実行し(D)、どの程度目標を達成することができたかを評価(C)し、評価結果をもとにして改善を図って(A)、次のステップではより効果的な計画を策定するものです。



2 推進の体制

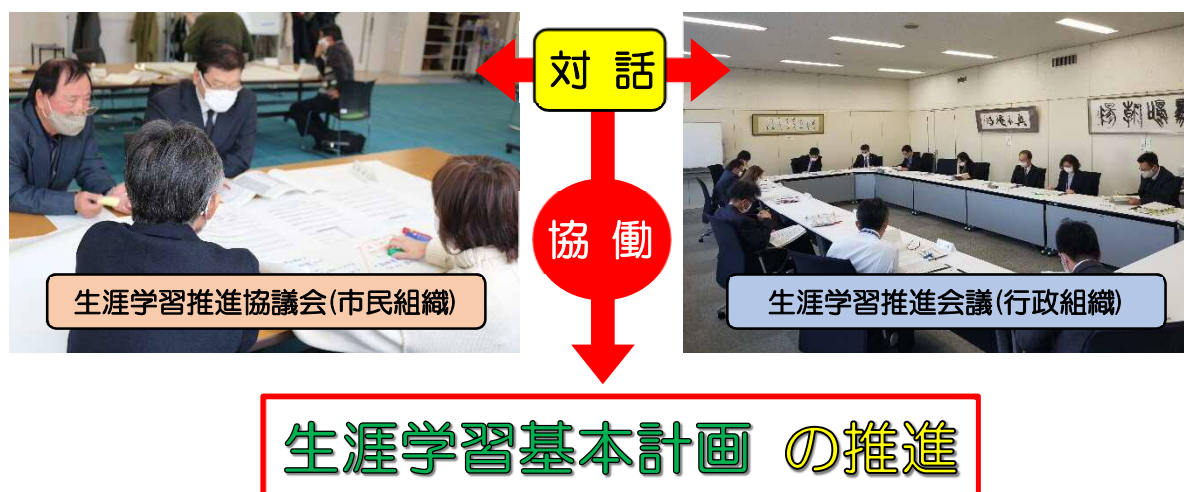
市民組織である「生涯学習推進協議会」と、行政組織である「生涯学習推進会議」が協働し、生涯学習基本計画の推進を図ります。

＜生涯学習推進協議会（市民組織）＞

生涯学習の推進を目的として、社会教育関係（社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、スポーツ推進委員会等）、福祉関係（社会福祉協議会）、その他機関（男女共同参画審議会）、市民団体、一般公募等の幅広いカテゴリの機関から構成される市民組織。

＜生涯学習推進会議（行政組織）＞

生涯学習の観点から全体的な調整及び企画を図り、具体的な施策や事業を展開することを目的として、市長部局を含めた関係部署の職員により構成される行政組織。



3 評価の方法

（１）事業評価

「事業評価（基本目標・重点施策視点）」と「意見交換・アイデア出し」の二段構えとして、対話による事業評価を行います。

① 事業評価（基本目標・重点施策視点）

基本目標・重点施策の推進にどれだけ関わったかを評価の視点とし、評価を行います。

② 意見交換・アイデア出し

事業参加・見学した時の意見やアイデアは、評価ではなく意見交換として、事業の向上や洗練に貢献するものとします。

（２）評価の流れ

- ① 年度末に翌年度の評価対象事業を決定します
- ② 年度当初に事業計画書を行政担当者が作成し委員に渡します
- ③ 事業実施、参加・見学後に事業評価・対話を行います
- ④ 生涯学習推進協議会、生涯学習推進会議の合同会議で、事業評価結果を共有します
- ⑤ 次年度の事業計画に活かします

4 成果と課題の分析

当該年度の基本理念、基本目標の成果と課題を生涯学習推進協議会において熟議及び分析を行い、基本計画の推進に活かします。

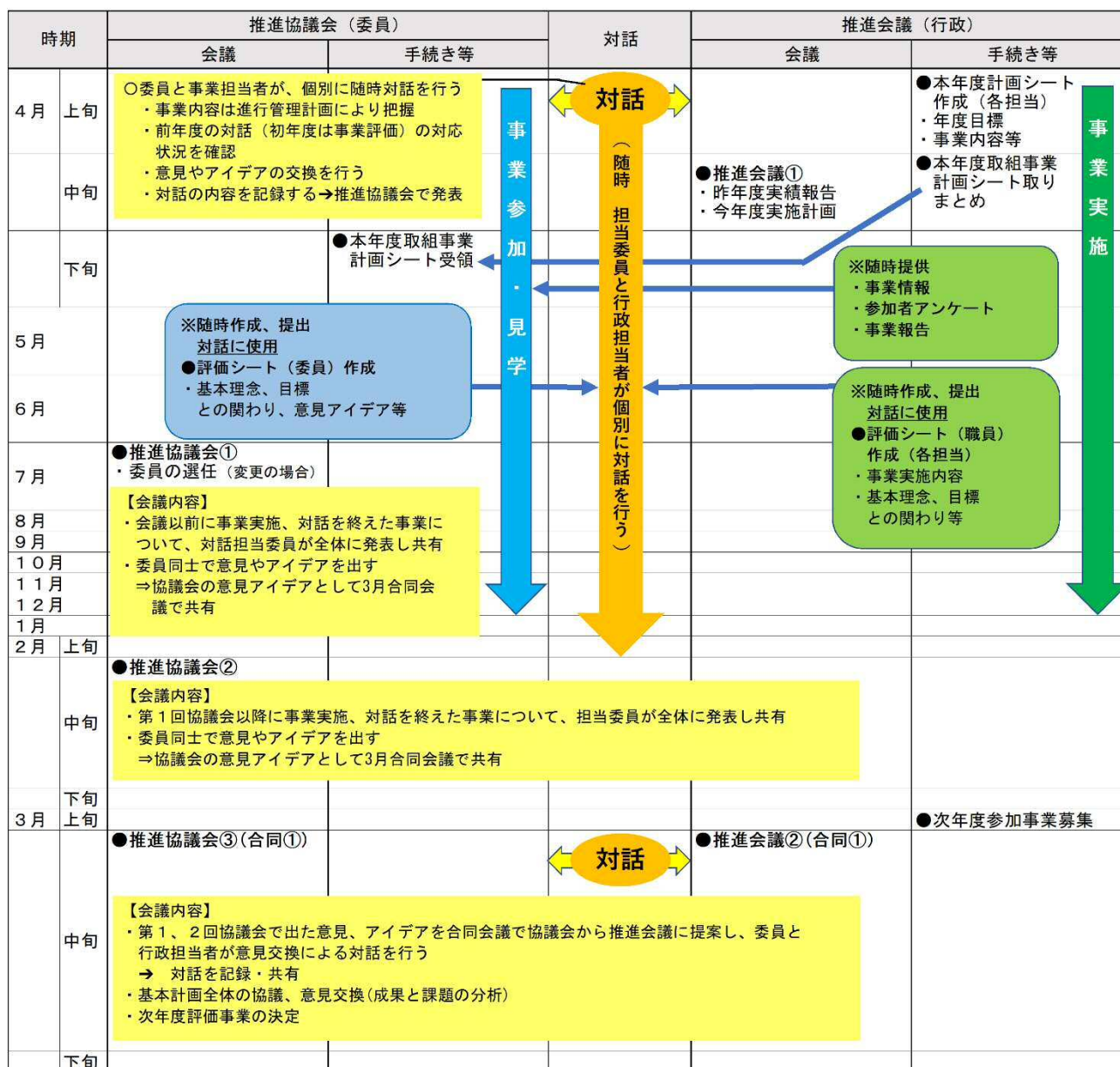
また、最終年度には、本計画における5年間の基本理念・基本目標の成果と課題、推進度について熟議及び分析し、次期計画の策定に活かします。

熟議・分析項目

- ①各基本目標の成果と課題、推進度（最終年度）
- ②基本理念の達成度

上記①を基に熟議
- ③評価の方法

【年間スケジュール】 ※毎年度「熟議・分析」を行い、必要に応じ改善する



＜参考資料＞

1 恵庭市生涯学習推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 恵庭市における生涯学習の推進を図るため、恵庭市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行なう。

- （1）生涯学習基本計画の策定及び推進に関すること。
- （2）生涯学習施策の評価・検証に関すること。
- （3）その他生涯学習の推進に必要な事項

（構成）

第3条 協議会は25人以内の委員をもって構成する。

2 協議会の委員は、社会教育委員及び生涯学習に関わる機関、団体等から推薦された者並びに生涯学習について識見を有する者をもって構成する。

（任期）

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の内から、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（招集）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

（関係者の意見聴取）

第7条 協議会は、必要と認めるときは関係者の出席を求めることができる。

（生涯学習基本計画策定部会）

第8条 会長は、協議会に生涯学習基本計画の策定の年度に限り、生涯学習基本計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置くことができる。

- 2 策定部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 策定部会に部会長及び副部会長を置くものとする。
- 4 部会長及び副部会長は、策定部会委員の互選によるものとする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 策定部会は、協議会から付託された事項について調整及び審議する。
- 7 策定部会の会議は、部会長が招集し議長となる。
- 8 部会長は、策定部会の委員のうちから策定部会の会議に係る調整会議の委員を指名することができる。

（報償及び交通費）

第9条 支給する報償及び交通費は、次の表のとおりとする。

区分		報償（日額）	交通費
協議会	会長、副会長 及び委員	支給無し	支給無し
策定部会	部会長、副部会長 及び委員	6,000 円	実費
策定部会の会議に係る調整会議	委員	6,000 円	実費

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、教育委員会教育部社会教育課において行う。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

2 恵庭市生涯学習推進協議会委員(令和2年度)名簿

区分	所属	役職	委員名	備考
社会教育関係	社会教育委員の会議	委員長	松田 一 則	会長
		副委員長	太田 実 保	副会長
		委 員	松 井 明 生	
		委 員	三 科 圭 介	
		委 員	高 橋 正 彰	
		委 員	結 城 健 介	
		委 員	塩 野 睦 美	
		委 員	井 上 大 樹	
		委 員	加 藤 裕 明	
		委 員	向 井 凌 介	
	公民館運営審議会	委 員	相 馬 寿 信	
	図書館協議会	委 員	池 川 良 一	
	スポーツ推進委員会	副 会 長	大 嶋 昭 子	
福祉関係	社会福祉協議会	事業推進課 主 査	岡 隆 浩	
市民団体	特定非営利法人 えにわ市民プラザ・アイル	理 事	水野 みどり	
一般公募			茶 園 利 紀	

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)



3 恵庭市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市生涯学習基本計画に基づき、本市の生涯学習推進に係る諸問題への対応を長期的視点に立ち、総合的に企画及び調整を図り、今後の具体的な施策及び事業を展開するため、生涯学習推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 生涯学習推進施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 生涯学習推進に係る基本的課題（基盤整備及び今日的課題のことをいう。）の審議及び検討に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要と認められるものに関すること。

(組織)

第3条 会議は、教育部次長及び関係する課の課長職をもって構成することとし、議長、副議長を置く。

2 議長は教育部次長とし、会議を統括する。

3 副議長は教育部社会教育課長とし、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 議長が必要と認めたときは、構成員以外の職員を会議に加えることができる。

3 構成員に事故あるときは、あらかじめ議長に連絡し、当該構成員が指名した職員がその職務を代理することができる。

(専門部会の設置)

第5条 会議に専門的な事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、主査職、社会教育主事等で構成し、部会長は、会議の中から議長が選任する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育部社会教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年2月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から実施する。

4 第5期基本計画の策定の経緯

○ 選任・第4期計画推進に係る内容

● 第5期計画策定に係る内容(第4期検証含む)

◎ 第5期計画推進に係る内容

日 程	内 容	第5期計画策定内容
令和2年 7月	事業担当者アンケート ●第4期事業評価の感想、事業への反映状況、 第5期事業評価の在り方について	事業評価(第4期検証)
7月30日	第1回生涯学習推進協議会(市民組織) ○委嘱状交付、会長、副会長の選任 ○R2年度評価事業の説明・顔合わせ(委員・担当職員) ●第4期計画の評価・検証について(報告) (4年間における事業評価点数の推移、事業担当者アンケート結果) ●R1年度自主研修会振り返り(報告) (ワークショップ結果、スケジュール、恵庭市の生涯学習の点数、 大事にしているもの)	事業評価(第4期検証)
8月18日	第2回協議会に向けた調整会議	
8月26日	第2回生涯学習推進協議会(市民組織) ●第4期計画の成果指標と事業評価の状況について(説明) ●第4期計画における全体の評価について(説明) [ワークショップ] (1) ●第4期計画における基本理念及び基本目標の評価について (2) ●第4期計画における事業評価について	事業評価・全体 (第4期検証) 基本理念・目標(第4期検証) 事業評価(第4期検証)
9月10日	第3回協議会に向けた調整会議	
9月28日	第3回生涯学習推進協議会(市民組織) ●第4期計画における基本理念及び基本目標の評価について(報告) (前回協議会ワークショップ振り返り) [ワークショップ] ●第5期計画における基本理念及び基本目標について	基本理念・目標(第5期策定)
10月 8日	第4回協議会に向けた調整会議	
10月16日	第4回生涯学習推進協議会(市民組織) ●基本理念、基本目標、重点施策(事務局素案)について(説明) [ワークショップ] ●基本理念、基本目標、重点施策(事務局素案)について → 基本理念、基本目標、重点施策(協議会案) 完成	基本理念・目標・重点施策 (第5期策定)
10月22日	第1回生涯学習推進会議(行政組織) ●第4期計画評価について(説明、意見聴取) (アンケート結果、評価表、ワークショップ結果) ●第5期計画策定状況について(説明、意見聴取) (協議会ワークショップ結果、基本理念・目標・重点施策の素案説明)	事業評価(第4期検証) 基本理念・目標・重点施策 (第5期策定)
11月 5日	第5回協議会に向けた調整会議	
11月11日	第5回生涯学習推進協議会(市民組織) ●第5期計画における基本目標、重点施策、 想定される事業(案)について(全体協議)	基本理念・重点施策等 (第5期策定)

	●第5期計画の構成について(全体協議) ●第2回協議会ワークショップ 「第4期計画における事業評価について」(報告) [グループ協議] ●第5期評価方法について	全体(第5期策定) 事業評価(第4期検証) 事業評価(第5期策定)
11月 18日	第6回協議会に向けた調整会議	
11月 25日	第6回生涯学習推進協議会(市民組織) ●第5期事業評価について(説明) (前回協議会ワークショップ結果、事業評価案説明) ●第5期計画(案)について(全体協議)	事業評価(第5期策定) 全体(第5期策定)
12月 4日	恵庭市教育委員会 ●第5期計画(案)について(中間報告)	
12月 8日	令和2年第4回定例会 総務文教常任委員会 ●第5期計画(案)について(中間報告)	
12月 14日	第2回生涯学習推進会議(行政組織) ●第5期計画(案)について(報告・全体協議) (計画案(パブコメ前)報告、成果指標に替わる分析手法の協議)	全体(第5期策定)
12月 16日	第7回協議会に向けた調整会議	
12月 21日	第7回生涯学習推進協議会(市民組織) ●第5期事業評価方法について(全体協議)	事業評価(第5期策定)
12月 25日	パブリックコメント募集(～令和3年1月24日)	
令和3年 1月 8日	恵庭市教育委員会 ●第5期計画(案)について(中間報告2)	
1月 27日	第8回協議会に向けた調整会議	
1月 29日	閉会中 総務文教常任委員会 ●第5期計画(案)について(中間報告2)	
2月 15日 書面開催	合同会議 (第8回生涯学習推進協議会(市民組織)、第3回生涯学習推進会議(行政組織)) ●パブリックコメントの結果及び反映について ●第5期事業評価の方法及びスケジュールについて ◎令和3年度事業評価対象の選定について ○令和2年度事業評価(委員)結果について ○令和2年度「かってに表彰」表彰基準の追記について	全体(第5期策定) 事業評価(第5期策定)
3月 3日 書面開催	第9回生涯学習推進協議会(市民組織) ○第4期恵庭市生涯学習基本計画 令和2年度評価(市民+行政)について ●第5期恵庭市生涯学習基本計画(案)について ○令和2年度「かってに表彰」推薦団体・個人について	全体(第5期策定)
令和3年 3月 5日	恵庭市教育委員会 ●第5期計画(案)について(協議→承認)	

	基本理念・基本目標・重点施策	事業評価
【検証】 生涯学習基本計画 第4期 恵庭市		R2第1回協議会(7/30) 報告 『4年間の事業評価点数の推移について』 『事業行政担当者アンケート』
	R2第2回協議会(8/26) ワークショップ① 『基本理念・基本目標どうだった?』 →【抽出A】良かったところ、課題・改善点	R2第2回協議会(8/26) 報告 『成果指標の状況について』 R2第2回協議会(8/26) ワークショップ② 『事業評価について』
【策定】 生涯学習基本計画 第5期 恵庭市	R2第3回協議会(9/28) ワークショップ 『基本理念と目標こうしたい!』 →【抽出B】推進に向けた必要な要素・派生意見 (+α要素) ↓ →【抽出A+Bより】 ・キーワード ・社会の状況や課題、求められているもの ↓ 基本理念、基本目標、重点施策(事務局素案)作成	
	R2第4回協議会(10/16) ワークショップ 『基本理念、基本目標、重点施策(事務局素案)について』 ↓ 基本理念、基本目標、重点施策(協議会案)完成	
		R2第5回協議会(11/11) ワークショップ 『評価方法について』



「調整会議」構成委員

(左から、井上委員、松田会長、茶園委員、
太田副会長)



「調整会議」の様子

＜策定の様子＞

▼第1回推進協議会 R2.7.30



▲教育長あいさつ

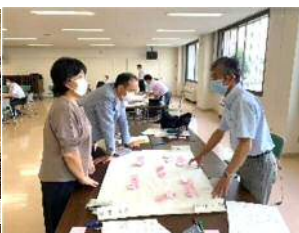
▼松田会長あいさつ



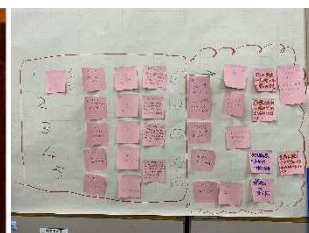
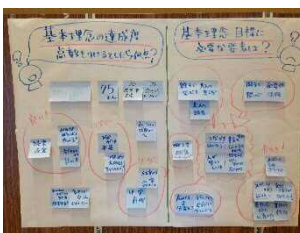
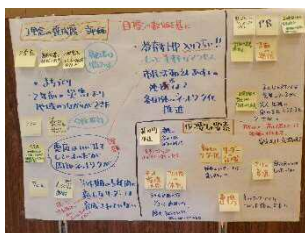
▲委嘱状交付



▲第2回推進協議会 R2.8.26 4期検証ワークショップ▼

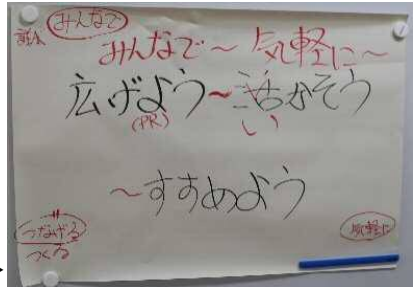
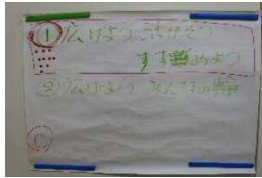


▲第3回推進協議会 R2.9.28 5期基本理念・基本目標ワークショップ▼





▲第4回推進協議会 R2.10.16 5期基本理念・基本目標(素案)



▼第1回推進会議 R2.10.22

協議会案決定▶



▼第5回推進協議会 R2.11.11 5期評価方法ワークショップ



▼第7回推進協議会 R2.12.21

▼第6回推進協議会 R2.11.25



▼第2回推進会議 R2.12.14

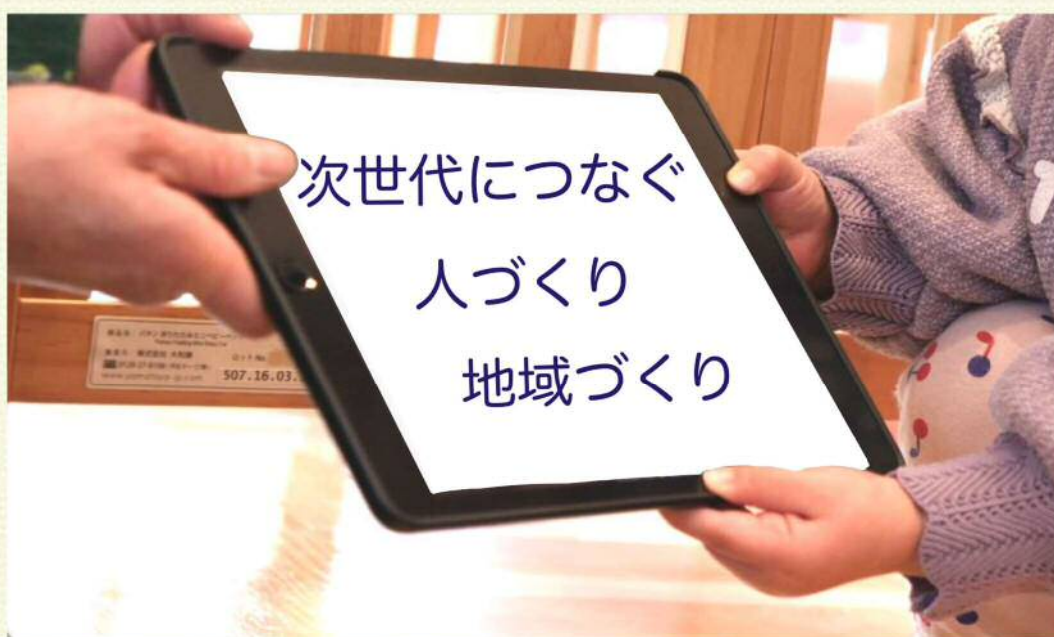


合同会議(第8回推進協議会、第3回推進会議) R3.2.15 書面会議
第9回推進協議会 R3.3.3 書面会議

5 第4期基本計画事業評価実績一覧

No.	事業名	所管課	基本 目標	重点 施策	H28 平均	H29 平均	H30 平均	R1 平均	R2 平均	5年間 平均
1	イングリッシュキャンプ	社会教育課	1	①④⑤	3.7	4.0		4.0		3.8
2	長寿大学	社会教育課	1	②⑤		3.7	3.9	4.0	4.2	4.0
3	えにわ大好き！食の体験ランド	社会教育課	1	①②④		5.0	4.0	4.7	4.1	4.4
4	まちづくりチャレンジ協働事業	市民活動推進課	1	④⑤	2.9	3.0	4.3	3.7	3.6	3.5
5	新エネ・省エネ展の開催	環境課	1	②④⑤	3.8	3.7				3.7
6	介護支援ボランティアポイント事業	介護福祉課 (社会福祉協議会)	1	⑤	3.3	4.2	3.3	4.0	3.7	3.7
7	柏地区子どもの集う場所 (子どもひろば・子育てひろば事業)	子ども家庭課	1	③	3.0	4.0				3.5
8	アグリネット事業	子育て支援課	1	②③	3.5	3.7	3.3			3.4
9	工作体験教室	花と緑・観光課	1	①④⑤	3.1	3.2	2.7	2.8		3.0
10	避難所運営訓練	基地防災課	1	④⑤			3.2			3.2
11	昔の道具体験学習の推進	郷土資料館	2	①②	2.0	3.5	3.8	3.7		3.5
12	えにわ産業祭	商工労働課	2	①			4.0	4.1		4.1
13	読書王	社会教育課	3	①	3.7					3.7
14	わく☆どき図書館	社会教育課	3	①		4.4	3.7			4.1
15	子ども読書の日記念事業	読書推進課	3	②	3.3	3.0	3.6	3.0		3.3
16	芸術文化宅配事業	社会教育課	4	①	4.0	4.5	4.5	4.5	4.3	4.4
17	えにわ市民文化祭	社会教育課	4	②	3.6					3.6
18	文化振興事業	社会教育課	4	②		3.9	4.0	3.9	3.9	3.9
19	えにわ健康・スポーツフェスティバル	健康スポーツ課	5	①②	3.7	4.0				3.9
20	食育推進事業（保健課実施分）	保健課	5	②	3.4	3.5	4.1	4.0	4.1	3.9
21	歩くことを通じたまちづくり事業	健康スポーツ課	5	①②	3.2	5.0	4.5	3.0	3.7	3.8

・評価事業数	21 件	・平均評価点	5ヶ年分	3.8 点
のべ	69 件	STEP別	Step1	3.8 点
			Step2	3.7 点
			Step3	3.7 点
・基本目標別事業数	1.地域コミュニティ活動の推進 10 件	年度別	H28	3.3 点
	2.ふるさと教育の推進 2 件		H29	3.9 点
	3.読書活動の推進 3 件		H30	3.8 点
	4.文化芸術活動の推進 3 件		R1	3.9 点
	5.スポーツ・健康づくりの推進 3 件		R2	4.0 点
・評価者数	STEPごとのべ 521 人			差
	事業ごと 177 人	委員・行政比較	H28 委員 3.5 行政 3.2	0.3 点
	委員 113 人		H29 委員 4.2 行政 3.6	0.6 点
	行政 64 人		H30 委員 4.0 行政 3.6	0.4 点
			R1 委員 4.1 行政 3.6	0.5 点
			R2 委員 4.0 行政 3.7	0.3 点
			計 委員 4.0 行政 3.5	0.5 点



~みんなで気軽に ひろげよう・いかそう・すすめよう~

令和3年3月
恵庭市生涯学習推進協議会
恵庭市教育委員会社会教育課

表紙デザイン：水野みどり（恵庭市生涯学習推進協議会委員）